

北茨城市告示第115号

北茨城市新商品開発販路開拓支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月20日

北茨城市長 豊田 稔

北茨城市新商品開発販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の産業振興及び雇用拡大を図るため、新商品の開発及び販路の開拓に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新商品 市の特産物又は地域資源を活用して製造された商品であって、新たに研究し、及び開発したものと並びに既存の商品を改良したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者
- (2) その他市長が適当と認める中小企業者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新商品開発販路開拓支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し）

- (2) 市税納税証明書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新商品開発販路開拓支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）する際、申請者に対し必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、新商品開発販路開拓支援事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 事業経費に係る変更であって、事業経費総額の100分の20以内の額の変更を行うとき。
  - (2) 補助事業を効率的に達成させるために必要と認められる軽微な変更を行うとき。
  - (3) その他市長が認める変更を行うとき。
- (変更等の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、承認の可否を決定し、新商品開発販路開拓支援事業費補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による変更等の承認において準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに新商品開発販路開拓支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 成果品（補助事業により取得した機器類を含む。）の写真
  - (2) 支払領収書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、新商品開発販路開拓支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに新商品開発販

路開拓支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定（第8条第1項の規定により交付決定の内容を変更したときは、変更後のもの）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽又は不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他市長が取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、新商品開発販路開拓支援事業費補助金取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に当該補助金を返還させるものとする。

（経過報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後において、市長から当該新商品に係る売上、販路等についての報告を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助経費	補助金の額
<p>1 新商品開発</p>	<p>新商品の開発又は既存商品の改良のために行う調査、技術研究、デザイン、試作等に係る経費として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門家等に対する謝金又は旅費</li> <li>(2) 研究開発費（原材料費、設備費、技術指導受入費、外注加工費等）</li> <li>(3) 委託費（試験委託費、調査研究委託費、デザイン費）</li> <li>(4) 商標登録等関連費</li> <li>(5) その他市長が認める経費</li> </ul>	<p>左記の補助経費（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）</p> <p>ただし、80万円を上限とする。</p>
<p>2 販路開拓</p>	<p>販路を開拓するために行う商談会、展示会等への参加に係る経費として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出展費</li> <li>(2) 展示装飾費</li> <li>(3) 宣伝広告費</li> <li>(4) 旅費宿泊費</li> <li>(5) その他市長が認める経費</li> </ul>	